

道の駅整備事業
サービス対価の算定、支払い及び改定方法
【再修正版】

令和 4 年 1 0 月 1 4 日
(令和 4 年 1 2 月 8 日 再修正)
茅ヶ崎市

目 次

1	サービス対価の構成	1
2	サービス対価の算定及び支払方法	2
2.1	サービス対価 A の算定及び支払方法	2
2.2	サービス対価 B の算定及び支払方法	3
2.3	消費税及び地方消費税	3
3	サービス対価の改定	4
3.1	対象となる費用	4
3.2	基準となる指標	4
3.3	改定方法	5

1 サービス対価の構成

道の駅整備事業（以下「本事業」という。）の実施に対し、茅ヶ崎市（以下「市」という。）が選定事業者を支払うサービス対価は、設計及び工事監理業務・建設業務に係る費用（以下「サービス対価 A」という。）、道路施設（県部分）の維持管理業務・道路施設（県部分）の運営業務に係る費用（以下「サービス対価 B」という。）、消費税及び地方消費税から構成される。

サービス対価を構成する各費用の内訳は、下表に示すとおりとする。

表 1 サービス対価の内訳

費用項目	費用の内容
サービス対価 A	
サービス対価 A-1	・ 道路施設（県部分）に係る「設計及び工事監理業務」 ・ 道路施設（県部分）に係る「建設業務」 ・ その他、上記に関連して必要と認められる費用
サービス対価 A-2	・ 地域振興施設（市部分）に係る「設計及び工事監理業務」 ・ 地域振興施設（市部分）に係る「建設業務」 ・ その他、上記に関連して必要と認められる費用
サービス対価 B	・ 「道路施設（県部分）の維持管理業務」 ・ 「道路施設（県部分）の運営業務」 ・ その他、上記に関連して必要と認められる費用 ※道路施設（県部分）の電気、水道、ガスに係る契約は県が直接各会社と締結するため、道路施設（県部分）に係る光熱水費は「道路施設（県部分）に関する維持管理業務、運営業務の対価（サービス対価 B）」には含まれない。
消費税及び地方消費税	・ 上記までの費用のうち課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税

2 サービス対価の算定及び支払方法

選定事業者は、道の駅の設計、建設、維持管理、運営までのサービスを選定事業者の責任により一体として提供し、市は、提供されるサービスを一体のものとしてその対価を以下のとおりに支払う。

2.1 サービス対価 A の算定及び支払方法

(1) サービス対価 A-1 の算定条件

サービス対価 A-1 は、選定事業者が提案する道路施設（県部分）に係る「設計及び工事監理業務」、道路施設（県部分）に係る「建設業務」の費用に基づき、算定する。

サービス対価 A-1 の支払方法は、以下のとおりとする。

表 2 サービス対価 A-1 の支払方法

令和 5 年度
・ 令和 5 年度末に令和 5 年度の道路施設（県部分）に係る設計等業務費※相当額の出来形部分について、検査を行い、検査合格後、市は請求を受けた日から 20 日以内に支払う。
・ 道路施設（県部分）に係る設計等業務費※相当額の出来形部分に相応するサービス対価 A-1 の 10 分の 10 の額を支払う。
令和 6 年度
・ 市は、竣工確認検査を行い、検査合格後、請求を受けた日から 40 日以内にサービス対価 A-1 の残額を支払う。

※設計等業務費：各種調査業務（測量調査、地質調査等）、二次造成設計業務、設計業務（基本設計・実施設計）、各種申請等業務を示す。

(2) サービス対価 A-2 の算定条件

サービス対価 A-2 は、選定事業者が提案する地域振興施設（市部分）に係る「設計及び工事監理業務」、地域振興施設（市部分）に係る「建設業務」の費用に基づき、算定する。

サービス対価 A-2 の支払方法は、以下のとおりとする。

表 3 サービス対価 A-2 の支払方法

令和 5 年度
・ 令和 5 年度末に令和 5 年度地域振興施設（市部分）に係る設計等業務費※相当額の出来形部分について、検査を行い、検査合格後、市は請求を受けた日から 20 日以内に支払う。
・ 地域振興施設（市部分）に係る設計等業務費※相当額の出来形部分に相応するサービス対価 A-2 の 10 分の 10 の額を支払う。
令和 6 年度
・ 市は、竣工確認検査を行い、検査合格後、請求を受けた日から 40 日以内にサービス対価 A-2 の残額を支払う。

※設計等業務費：各種調査業務（測量調査、地質調査等）、二次造成設計業務、設計業務（基本設計・実施設計）、各種申請等業務を示す。

2.2 サービス対価 B の算定及び支払方法

サービス対価 B は選定事業者が提案する「道路施設（県部分）の維持管理業務」、「道路施設（県部分）の運營業務」の費用に基づき、算定する。

サービス対価 B の支払方法は、以下のとおりとする。

表 4 サービス対価 B の支払方法

費用項目	サービス対価 B
支払い対象期間	道路施設（県部分）の維持管理・運営期間 ・令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月
回数	1 回
支払い方法	道路施設（県部分）の維持管理・運営期間の会計年度に提案に基づき、維持管理・運営委託契約に定めた額を支払う。

2.3 消費税及び地方消費税

消費税及び地方消費税については、サービス対価の支払期毎に算定する。

3 サービス対価の改定

3.1 対象となる費用

対象費用は、サービス対価 A を構成する「建設業務費」のうち、下表のとおりとする。

表 5 対象となる費用

費用項目	対象となる費用
サービス対価 A-1	道路施設（県部分）に係る「二次造成工事」費
	道路施設（県部分）に係る「建設工事」費
サービス対価 A-2	地域振興施設（市部分）に係る「二次造成工事」費
	地域振興施設（市部分）に係る「建設工事」費

3.2 基準となる指標

物価変動による、費用の改定に使用する指標は下表のとおりとする。

表 6 基準となる指標

対象となる費用	基準となる指標
道路施設（県部分）に係る「二次造成工事」費	「建設工事費デフレーター」 （国土交通省） 工事類別：「土木総合」
地域振興施設（市部分）に係る「二次造成工事」費	
道路施設（県部分）に係る「建設工事」費	「建設工事費デフレーター」 （国土交通省） 工事類別：「建築総合－非住宅総合」
地域振興施設（市部分）に係る「建設工事」費	

3.3 改定方法

市及び選定事業者は、下表に記載の各「用いる指標値」における始点及び終点を比較し、±1.5%を超える物価変動がある場合は、工事請負契約書第26条第1項に定めに基づき物価変動に基づく改定の請求を行うことができる。

変更額は、下記「改定の計算方法」に基づき算出される金額（各「対象となる費用」における「変動前残工事代金額」と「変動後残工事代金額」との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額）とする。

表 7 用いる指標値

対象となる費用	用いる指標値
道路施設（県部分）に係る 「二次造成工事」費	【始点】 提案書提出日の属する月の指標値（確定値） 【終点】 各二次造成工事費の改定請求があった日の属する月の指標値（確定値）
地域振興施設（市部分）に係る 「二次造成工事」費	
道路施設（県部分）に係る 「建設工事」費	【始点】 提案書提出日の属する月の指標値（確定値） 【終点】 各建設工事費の改定請求があった日の属する月の指標値（確定値）
地域振興施設（市部分）に係る 「建設工事」費	

【 改定の計算方法 】

・増額の場合： $S_+ = \{P_2 - P_1 - (P_1 \times 1.5 / 100)\}$

S_+ ：増額スライド額

P_1 ：改定の基礎となる各「対象となる費用」

（各「対象となる費用」－「請求時における出来形部分に相応する金額を控除した額」により算出した額をいい、工事請負契約書第26条第2項にいう「変動前残工事代金額」に相当する）

P_2 ：変動後の指標値に基づき算出した各「対象となる費用」

（各「用いる指標値」の終点÷各「用いる指標値」の始点× P_1 により算出した金額をいい、工事請負契約書第26条第2項にいう「変動後残工事代金額」に相当する）

・減額の場合： $S_- = \{P_2 - P_1 + (P_1 \times 1.5 / 100)\}$

S_- ：減額スライド額

P_1 ：改定の基礎となる各「対象となる費用」

（各「対象となる費用」－「請求時における出来形部分に相応する金額を控除した額」により算出した額をいい、工事請負契約書第26条第2項にいう「変動前残工事代金額」に相当する）

P_2 ：変動後の指標値に基づき算出した各「対象となる費用」

（各「用いる指標値」の終点÷各「用いる指標値」の始点× P_1 により算出した金額をいい、工事請負契約書第26条第2項にいう「変動後残工事代金額」に相当する）